

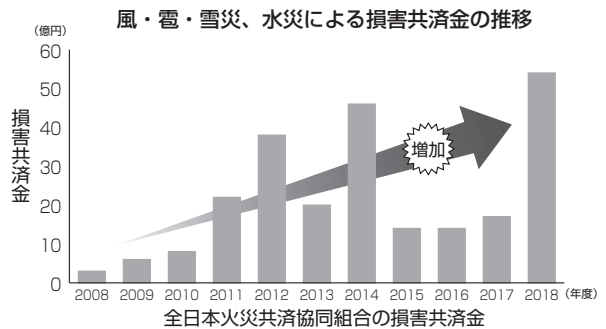
火災共済制度改定のご案内

いつも新潟県火災共済協同組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 令和3年1月1日以降始期の契約につきまして火災共済の制度改定を行います。
 制度改定の概要をご案内いたしますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 共済掛金の改定

(1) 自然災害増加を踏まえた共済掛金の改定

平成26年豪雪による雪災、平成30年7月豪雨による水災、平成30年台風21号および台風24号による風災といった様々な自然災害が発生し、共済金のお支払いが増加していることから共済掛金率を改定いたします。



(2) 築浅割引率の改定

築浅物件は築年数が経過した建物よりリスクが低い実態にあります。こうしたリスク較差を共済掛金に反映するため、築浅物件を対象とした割引（建物のみ）を拡大いたします。

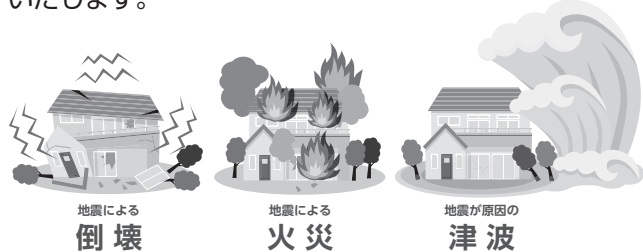
割引率および割引期間の拡大

改定前		改定後	
築10年未満	10%割引	築10年未満	30%割引
		築10年以上 築20年未満	15%割引

(3) 地震危険補償特約の共済掛金率の改定

確率的地震動予測地図に基づく直近の地震リスクを反映して、地震危険補償特約の共済掛金率を改定いたします。

改定前後の地震共済掛金（例：共済金額1,000万円の場合）



共済期間1年	改定前		改定後	
	イ構造 ^(注1)	ロ構造 ^(注2)	イ構造 ^(注1)	ロ構造 ^(注2)
住家物件 建物内に住宅部分がある物件	5,600円	9,700円	5,300円	8,900円
非住家物件 建物内に住宅部分がない物件	8,200円	14,200円	7,800円	12,900円

(注1) イ構造…耐火建築物、準耐火建築物 (注2) ロ構造…イ構造以外の建物

2. 水災補償の拡充

近年、大規模な水害が頻発していることを踏まえ、総合火災共済および新総合火災共済のD型の水災の補償内容を拡充いたします。



3. その他の改定

(1) 新価補償契約の臨時費用共済金を変更いたしました。

新価補償契約（新価共済特約・価額協定共済特約付帯契約）の臨時費用共済金の変更

新価補償契約の場合、事故の際に実際にかかった修理金額以上に共済金が支払われるケースがあることから、十分な補償内容で合理的な共済掛金となりますよう臨時費用共済金を変更いたします。

	改定前	改定後*
住宅物件	損害共済金×30% (100万円限度)	損害共済金×10% (100万円限度)
普通物件 工場物件	損害共済金×30% (500万円限度)	損害共済金×10% (100万円限度)

*改定後は、臨時費用共済金変更特約を自動付帯

(2) ご契約者様のご要望に沿った補償がお選びやすくなります。

風雪災の損害額20万円未満補償の新設

損害額に関わらず、風雪災が補償の対象となる「風災等支払方法拡充特約」を新設いたします。

工場物件の水災補償の新設

工場物件に対しても水災を補償することができます「水害共済金補償特約」を新設いたします。

(3) 割引制度を新設いたします。

事業継続力強化割引の新設

以下の①および②を満たす共済契約につきまして、10%の割引を行う「事業継続力強化割引」を新設いたします。

- ① 共済契約証書の合計共済金額が1億円以上であること。
- ② 共済契約者が、「事業継続力強化計画認定」または「BCP優良認定・認証」を受けていること。

4. 補償の見直しのポイント

(1) 十分な共済金額の設定

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済金額は評価額を基準にご加入ください。

(2) 家財等の動産の補償

建物のみのご契約では「家財」等の動産は補償されません。別途、動産のご契約をご検討ください。

(3) 地震補償・水災補償

万が一に備え、地震（昭和56年6月以降に建築された建物が対象）や水害などの自然災害に対する補償をご検討ください。

(4) 新価補償契約

損害額を再取得費用でお支払いする新価補償契約をご検討ください。

○このご案内は改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款」、「重要事項説明書」、「パンフレット」をご覧ください。

○火災共済は当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。



新潟県火災共済協同組合

〒951-8063

新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階

TEL 025-201-6502



新潟県火災共済協同組合 イメージキャラクター
もしも戦隊「キョーサイジャー」